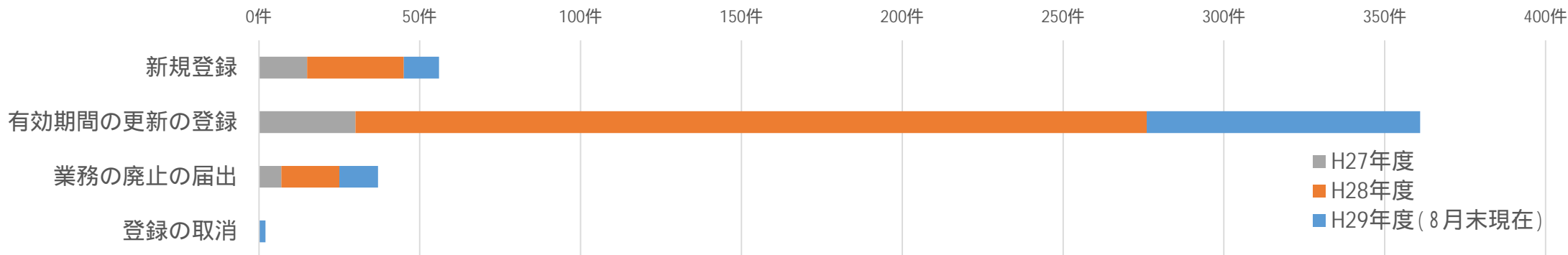


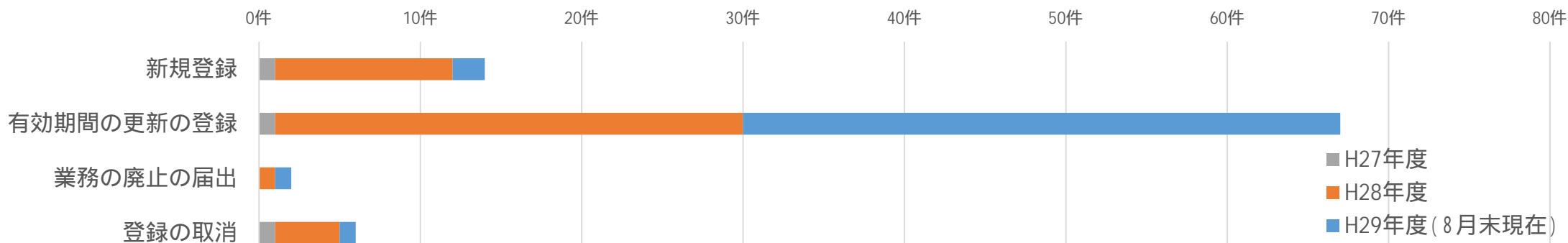
第4次地方分権一括法が平成27年4月1日に施行されてから2年余り経過したことを踏まえ、自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限移譲後の活用状況やそのメリットについて、事務・権限の移譲を受けている指定都道府県（8団体）・指定市町村（11団体）（別紙参照）に対して調査を行った。

Q. 各年度毎の登録等事務の実施件数を御教示ください。（指定都道府県）



	新規登録	有効期間の更新の登録	業務の廃止の届出	登録の取消
H27年度	15件	30件	7件	0件
H28年度	30件	246件	18件	0件
H29年度(8月末現在)	11件	85件	12件	2件

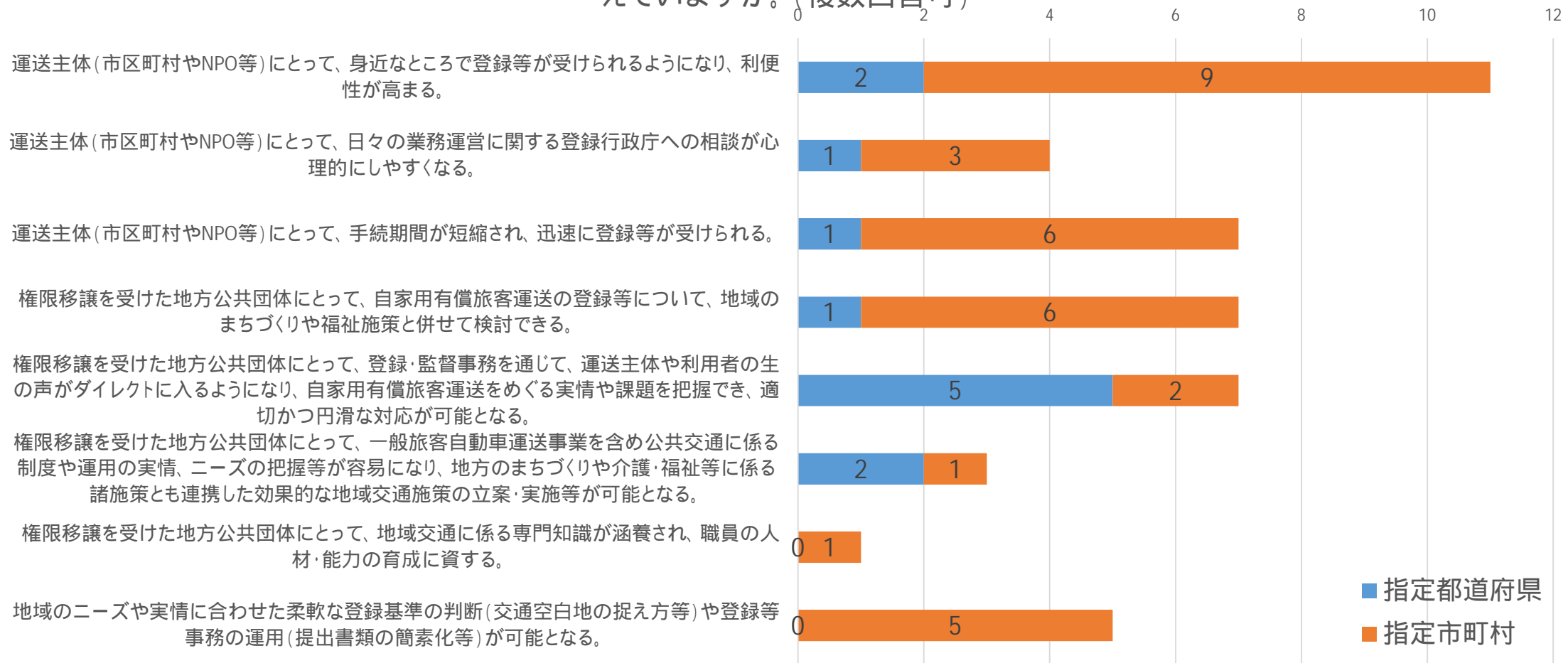
Q. 各年度毎の登録等事務の実施件数を御教示ください。（指定市町村）



	新規登録	有効期間の更新の登録	業務の廃止の届出	登録の取消
H27年度	1件	1件	0件	1件
H28年度	11件	29件	1件	4件
H29年度(8月末現在)	2件	37件	1件	1件

自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限移譲についての実態調査

Q. 自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限の移譲(手挙げ方式)を受けるメリットは何と考
えていますか。(複数回答可)



全体としては、「運送主体(市区町村やNPO等)にとって、身近なところで登録等が受けられるようになり、利便性が高まる。」を事務・権限の移譲を受けるメリットと考える意見が最も多かった。

ただし、指定都道府県と指定市町村では事務・権限の移譲を受けるメリットの考えが下記のように異なった。

- 自家用有償旅客運送の実施主体ではない指定都道府県では「権限移譲を受けた地方公共団体にとって、登録・監督事務を通じて、運送主体や利用者の生の声がダイレクトに入るようになり、自家用有償旅客運送をめぐる実情や課題を把握でき、適切かつ円滑な対応が可能となる。」との意見が最も多かった。
- 自家用有償旅客運送の実施主体となることも多く、地域交通の現場と距離の近い指定市町村では「運送主体(市区町村やNPO等)にとって、身近なところで登録等が受けられるようになり、利便性が高まる。」との意見が最も多かったが、「権限移譲を受けた地方公共団体にとって、自家用有償旅客運送の登録等について、地域のまちづくりや福祉施策と併せて検討できる。」「地域のニーズや実情に合わせた柔軟な登録基準の判断(交通空白地の捉え方等)や登録等事務の運用(提出書類の簡素化等)が可能となる。」といったメリットが多く挙げられた。

(別紙) 自家用有償旅客運送 指定都道府県・指定市町村一覧

< 指定都道府県 > 8 県

都道府県	告示日
栃木県	H 2 8 . 4 . 1
埼玉県	
新潟県	H 2 7 . 4 . 1
長野県	
岡山県	H 2 8 . 4 . 1
佐賀県	H 2 7 . 4 . 1
大分県	H 2 7 . 1 0 . 1
鹿児島県	H 2 8 . 4 . 1

< 指定市町村 > 1 1 市区町村

都道府県	市区町村	告示日
北海道	美深町	H 2 7 . 4 . 1
	豊富町	
	池田町	
茨城県	五霞町	H 2 8 . 4 . 1
東京都	江東区	
神奈川県	横浜市	H 2 8 . 1 . 4
	大和市	H 2 7 . 4 . 1
富山県	富山市	
徳島県	つるぎ町	
熊本県	山江村	H 2 7 . 4 . 1
	球磨村	

告示日別 指定都道府県・市町村の数

- ・ H 2 7 . 4 . 1 指定 : 3 県、8 市町村
- ・ H 2 7 . 1 0 . 1 指定 : 1 県
- ・ H 2 8 . 1 . 4 指定 : 1 市
- ・ H 2 8 . 4 . 1 指定 : 4 県、2 町区